

令和5年12月12日  
教育総務課

世田谷区教育委員会規則等一部改正に対する教育長の臨時代理による  
決定について

## 1 主旨

文部科学省が、これまで使用していた「不登校特例校」の名称を「学びの多様化学校」に変更したことを受け、教育委員会は、「不登校特例校」の表記を「学びの多様化学校（不登校特例校）」に変更することとした。

これに伴い、「世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則」および「世田谷区教育委員会事案決定手続規程」を速やかに一部改正する必要が生じたが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月30日に決定したので報告する。

## 2 改正内容

### (1) 「世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則」

項目	概要	施行年月日
別表第1「不登校特例校分教室養護教諭」の項および別表第2「不登校特例校分教室養護教諭」の項	「不登校特例校分教室養護教諭」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭」に改める。	令和5年12月1日

### (2) 「世田谷区教育委員会事案決定手続規程」

項目	概要	施行年月日
別表4の部教育相談課の款8の項	「不登校特例校分教室」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室」に改める。	令和5年12月1日

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 不登校特例校分教室養護教諭の項中「不登校特例校分教室養護教諭」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭」に、「不登校特例校分教室に」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室に」に改める。

別表第2 不登校特例校分教室養護教諭の項中「不登校特例校分教室養護教諭」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年12月1日世教委規則第21号</u></p> <p>省略 (職及び職務)</p> <p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (任命)</p> <p>第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和5年12月1日世教委規則第21号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職</th> <th style="width: 50%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学びの多様化学 校 (不登校特例 校) 分教室養護教 諭</u></td> <td><u>学びの多様化学校 (不登校特例校) 分教室に おける生徒への養護に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職</th> <th style="width: 50%;">任用の資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>学びの多様化学</u></td> <td>教育職員免許法第4条第2項に規定する養護</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	省略		<u>学びの多様化学 校 (不登校特例 校) 分教室養護教 諭</u>	<u>学びの多様化学校 (不登校特例校) 分教室に おける生徒への養護に関すること。</u>	省略		職	任用の資格等	省略		<u>学びの多様化学</u>	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護	<p>○世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則 令和元年10月31日世教委規則第15号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>省略</p> <p>省略 (職及び職務)</p> <p>第2条 職員の職及び職務は、別表第1のとおりとする。 (任命)</p> <p>第3条 職員は、別表第2の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に掲げる資格等を有する者のうちから委員会が任命する。 省略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職</th> <th style="width: 50%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>不登校特例校分 教室養護教諭</u></td> <td><u>不登校特例校分教室に</u>おける生徒への養護に 関すること。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職</th> <th style="width: 50%;">任用の資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>不登校特例校分</u></td> <td>教育職員免許法第4条第2項に規定する養護</td> </tr> </tbody> </table>	職	職務	省略		<u>不登校特例校分 教室養護教諭</u>	<u>不登校特例校分教室に</u> おける生徒への養護に 関すること。	省略		職	任用の資格等	省略		<u>不登校特例校分</u>	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護
職	職務																												
省略																													
<u>学びの多様化学 校 (不登校特例 校) 分教室養護教 諭</u>	<u>学びの多様化学校 (不登校特例校) 分教室に おける生徒への養護に関すること。</u>																												
省略																													
職	任用の資格等																												
省略																													
<u>学びの多様化学</u>	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護																												
職	職務																												
省略																													
<u>不登校特例校分 教室養護教諭</u>	<u>不登校特例校分教室に</u> おける生徒への養護に 関すること。																												
省略																													
職	任用の資格等																												
省略																													
<u>不登校特例校分</u>	教育職員免許法第4条第2項に規定する養護																												

改正後		改正前	
<u>校（不登校特例</u>	教諭の普通免許状を有する者	<u>教室養護教諭</u>	教諭の普通免許状を有する者
<u>校)分教室養護教諭</u>			
省略		省略	

世田谷区教育委員会訓令甲第19号

教育委員会事務局

教育機関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月1日

世田谷区教育委員会

別表4の部教育相談課の款8の項中「不登校特例校分教室」を「学びの多様化学校（不登校特例校）分教室」に改める。

## 世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後						改正前					
○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号 改正						○世田谷区教育委員会事案決定手続規程 昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号 改正					
省略						省略					
省略 <u>令和5年12月1日世教委訓令甲第19号</u>						省略					
(決定対象事案)						(決定対象事案)					
第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。						第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育政策・生涯学習部長、学校教育部長、教育総合センター長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。					
省略						省略					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
省略						省略					
4 教育総合センター長専管事案						4 教育総合センター長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育総合センター長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育総合センター長決定	課長決定
教育相談課	1 教育総合センターの維持管理に関すること。 省略				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。	教育相談課	1 教育総合センターの維持管理に関すること。 省略				1 教育総合センター及びその附帯設備の維持管理に関すること。

改正後					改正前						
	8 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）分教室</u> に関すること。			1 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）分教室</u> の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）分教室</u> の運営に係る定例的な事項を決定すること。			8 <u>不登校特例校分教室</u> に関すること。		1 <u>不登校特例校分教室</u> の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 <u>不登校特例校分教室</u> の運営に係る定例的な事項を決定すること。
				2 <u>学びの多様化学校（不登校特例校）分教室</u> の入室の可否及び退室を決定すること。						2 <u>不登校特例校分教室</u> の入室の可否及び退室を決定すること。	
省略					省略						